

○ I Cカード取扱規則

制 定 2019. 9. 1

最終改定 2020. 8. 28

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、相鉄バス株式会社（以下「当社」という。）における、当社が定めるI Cカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うI Cカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社パスモが発行する「P A S M O」
 - (2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下のI Cカード
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「S u i c a」
 - イ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールS u i c a」
 - ウ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいS u i c a」
 - (3) 株式会社パスモが相互利用を行う、前号を除く以下のI Cカード
 - ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「K i t a c a」
 - イ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - ウ 株式会社エムアイシーが発行する「m a n a c a」
 - エ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「T O I C A」
 - オ 株式会社スルッとK A N S A Iが発行するI Cカード
 - カ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」
 - キ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - ク 株式会社ニモカが発行する「n i m o c a」
 - ケ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「S U G O C A」
- 2 前項にかかわらず、前項第2号および第3号に定めるI Cカードのうち、一部のI Cカードについて、I Cカードを処理する機器で使用できない場合がある。
- 3 第1項のI Cカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 4 前項にかかわらず、次の各号に定めるI Cカードにおいては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。
- (1) 第1項第1号に定めるI Cカードのうち第3条第8号の一体型I Cカード
 - ア 第10条（発売）
 - イ 第15条第2項及び第32条第2項（再表示）

- (2) 第1項第1号に定める I C カードのうち第3条第2号の I C 鉄道事業者の鉄道定期乗車券が付加されている I C カード
- ア 第15条第2項及び第31条第2項 (再表示)
 - イ 第16条第2項 (記名 I C カードの個人情報変更)
 - ウ 第19条第1項 (紛失再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - エ 第20条第1項 (障害再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - オ 第21条 (I C カードの交換及び移替え)
 - カ 第24条第2項 (I C カードの変更)
 - キ 第35条第2項 (紛失再発行)
 - ク 第36条第2項 (障害再発行)
 - ケ 第37条第2項及び第3項 (I C カードの交換及び移替え)
- (3) 第1項第2号に定める I C カード
- ア 第10条 (発売)
 - イ 第15条第2項及び第32条第2項 (再表示)
 - ウ 第16条第2項 (記名 I C カードの個人情報変更)
 - エ 第19条及び第35条 (紛失再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - オ 第20条及び第36条 (障害再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - カ 第21条及び第37条 (I C カードの交換及び移替え)
 - キ 第23条 (払いもどし)
 - ク 第24条 (I C カードの変更)
- (4) 第1項第3号に定める I C カード
- ア 第10条及び第25条 (発売)
 - イ 第15条第2項及び第32条 (再表示)
 - ウ 第16条第2項 (記名 I C カードの個人情報変更)
 - エ 第19条及び第35条 (紛失再発行)
 - オ 第20条及び第36条 (障害再発行)
 - カ 第21条及び第37条 (I C カードの交換及び移替え)
 - キ 第23条及び第39条 (払いもどし)
 - ク 第24条 (I C カードの変更)
 - ケ 第26条 (I C 定期券内容控)
 - コ 第27条 (チャージ)

- サ 第28条（S F残額の確認）
- シ 第30条（運賃の減額）
- ス 第31条（効力）
- セ 第33条（無効となる場合）
- ソ 第34条（不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受）
- タ 第38条（免責事項）

- 5 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。
- 6 この規則が改定された場合、以後のI Cカードにかかわる取扱いについて、改定された規則の定めるところによる。
- 7 この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、I Cカード発行事業者が定めるI Cカード取扱規則（以下「I C発行事業者規則」という。）及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、I Cカードによる旅客の運送等について、運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

（用語の定義）

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「I C取扱事業者」とは、P A S M O取扱規則に規定するP A S M O取扱事業者をいう。
- （2）「I C鉄道事業者」とは、前号に規定するI C取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- （3）「I Cバス事業者」とは、前号に規定するI C取扱事業者のうちバス事業者をいう。
- （4）「S F」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するI Cカードに記録される金銭的価値で、I C発行事業者規則でバリュー又はS Fと定められているものをいう。
- （5）「I C S Fカード」とは、S Fにより旅客の運送等に供するI Cカードをいう。
- （6）「無記名I Cカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するI Cカードをいう。
- （7）「記名I Cカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するI Cカードをいう。
- （8）「一体型I Cカード」とは、I Cカード発行事業者が、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名I Cカードをいう。
- （9）「大人用I Cカード」とは、大人の使用に供する記名I Cカードをいう。

- (10) 「小児用 I Cカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名 I Cカードをいう。
- (11) 「 I C定期乗車券」とは、 I Cバス事業者の定期乗車券の機能を付加した I Cカードをいう。
- (12) 「記名 I C定期乗車券」とは、記名 I Cカードに定期乗車券の機能を付加した、記名人本人の使用に供する I C定期乗車券をいう。
- (13) 「大人用 I C定期乗車券」とは、大人の使用に供する記名 I C定期乗車券をいう。
- (14) 「小児用 I C定期乗車券」とは、小児の使用に供する記名 I C定期乗車券をいう。
- (15) 「チャージ」とは、 I Cカードに入金することをいう。
- (16) 「デポジット」とは、返却することを条件に、 I Cカード発行事業者が収受する I Cカードの使用権の代価をいう。
- (17) 「バスリーダー・ライター (以下「バス R/W」という。) 」とは、 I Cカードへの情報書込み又は I Cカードからの情報読取りを行う装置をいう。
- (18) 「 I C運賃機」とは、バス R/Wが組み込まれている運賃機をいう。
- (19) 「 I C運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚の I Cカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
- (20) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金または回数券を含む場合に適用する運賃をいう。
- (21) 「 I C金額式定期乗車券」とは、 I C定期乗車券のうち、発売時に利用可能範囲を普通旅客運賃で指定したものをいう。

(契約の成立及び適用規定)

第4条 I Cカードによる旅客運送の契約は、バス R/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。ただし、 I C定期乗車券における定期乗車券にかかわる運送契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第5条 I Cカードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバス R/Wで乗車処理を行い、降車時に同一の I Cカードによりバス R/Wで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、2枚以上の I Cカードを同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、 S F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が

別に定める方法で運賃を支払う。

- 4 ICカードのSFを使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 ICカードの破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容の読取りが不能となったとき、ICカードはバスR/Wで使用できないことがある。
- 7 一体型ICカードにおいては提携先の都合により、当該ICカードが使用できない状態となったとき、又は有効期限が終了したときは使用することができない。
- 8 記名ICカードは、当該記名ICカードに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造又は不正に作成されたICカード、SF又は定期乗車券の機能を使用することはできない。

(個人情報 の 取扱い)

第6条 記名ICカードに係る個人情報の取扱いは、ICカード発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱バス車両)

第8条 ICカードの取扱バス車両は、当社の指定するバス車両とする。

(制限又は停止)

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。

- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2編 IC S Fカード

第1章 発売

(発売)

第10条 IC S FカードはIC発行事業者規則の定めにより営業所等で発売する。

(チャージ)

第11条 IC S Fカードは、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する

機器によりチャージすることができる。

（SF残額の確認）

第12条 IC SFカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC SFカードのSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号及び第3号に定めるICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- (3) 第19条又は第20条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
- (4) 第21条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第2章 運賃

（IC運賃の減額）

第13条 旅客がIC SFカードを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用ICカードにあっては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名ICカードから大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっては大人普通旅客運賃1名分を減額する。

4 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、ICカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

（効力）

第14条 IC SFカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(記名 I Cカードの再表示)

第15条 記名 I Cカードは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、I C発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該カードを I C 取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名 I Cカードの個人情報変更)

第16条 改氏名等により、旅客の個人情報と記名 I Cカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名 I Cカードを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書及び当該記名 I Cカードを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

(無効となる場合)

第17条 I C S Fカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった I C S Fカードの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後の I C S Fカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名 I Cカードを記名人以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった記名 I Cカードを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用 I Cカードを使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成された I C S Fカード若しくは S Fを使用した場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により I C S Fカードが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第18条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第19条 記名 I Cカードの記名人が当該記名 I Cカードを紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、I C 発行事業者規則の定めにより、使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する手続きをした後、再

発行の取扱いを行う。

- 2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名 I Cカードが発見された場合で、 I Cカード発行事業者が当該記名 I Cカードにつきデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは I C発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第20条 I C S Fカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を使用者が提出したときは、 I C発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により I C S Fカードが障害状態になったと認められ、第17条第2項第2号により無効となった場合

(I Cカードの交換及び移替え)

第21条 当社及び I Cカード発行事業者の都合により、旅客が使用している I C S Fカードを、当該 I Cカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C S Fカードに予告なく交換することがある。なお、一体型 I Cカードにおいては提携先の都合による場合を含む。

- 2 一体型 I Cカードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型 I Cカードの交換をする場合の取扱いは、 I C発行事業者規則の定めによる。
- 3 一体型カードを使用する旅客が、当社が定める申請書を提出し、現在使用している一体型 I Cカードにおける記名 I Cカードの機能を当社が発売できる I Cカードに移し替える場合の取扱いは、 I C発行事業者規則の定めによる。

(免責事項)

第22条 I Cカードの交換又は再発行により、 I C S Fカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C S Fカードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した記名 I Cカードの払いもどしや S Fの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型 I Cカードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、 I C S Fカードを媒体としたサービス (当社が提供するものを除く。) に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第23条 旅客が、I C S Fカードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、I C発行事業者規則の定めにより払いもどしを行う。

第6章 特殊取扱

(I Cカードの変更)

第24条 旅客が無記名I Cカードを差し出して、記名I Cカードへの変更を申し出た場合は、I C発行事業者規則の定めによりI Cカードの変更を行う。なお、記名I Cカードから無記名I Cカードへの変更は行わない。

2 旅客が有効期限終了後の小児用I Cカードを差し出して、大人用I Cカードへの変更を申し出た場合は、I C発行事業者規則の定めによりI Cカードの変更を行う。

第3編 I C定期乗車券

第1章 発売

(発売)

第25条 旅客がI C定期乗車券の購入申込書に必要な事項を記入して提出したときは、次の各号に定めるI Cカードに、当社が別に定めるI C定期乗車券を発売する。

(1) 第2条第1項第1号に定めるI Cカードの大人用I Cカードには大人用I C定期乗車券、小児用I Cカードには小児用I C定期乗車券を付加する。

(2) 第2条第1項第2号に定めるI Cカードの大人用I Cカードには大人用I C定期乗車券、小児用I Cカードには小児用I C定期乗車券を付加する。

2 無記名I Cカードに記名人式の定期乗車券を付加するときは、当該無記名I Cカードを記名I Cカードに変更した後、前項の取扱いを行う。

(I C定期券内容控)

第26条 I C定期乗車券を発売した場合は、当該I Cカードの定期券情報を印字したI C定期券内容控を同時に発行する。

2 I C定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はない。

3 I C定期乗車券の障害又は機器の故障によりI C定期乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めたときに限り当該I C定期乗車券とI C定期券内容控を呈示することにより乗車することができる。

4 IC定期乗車券を使用する場合は、原則として当該IC定期乗車券のIC定期券内容控を所持するものとし、係員より呈示を求められたときには、これを拒んではならない。

（チャージ）

第27条 IC定期乗車券は、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

（SF残額の確認）

第28条 IC定期乗車券のSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC定期乗車券のSF残額履歴の表示又は印字はIC発行事業者規則の定めにより、ICカードを処理する機器により行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定めるICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- （1）出場処理がされていないSF残額履歴
- （2）所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
- （3）第35条又は第36条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
- （4）第37条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF残額履歴

第2章 運賃

（普通旅客運賃変更時の取り扱い）

第29条 運行計画変更、運賃改定等による運賃の変更（以下、運賃変更という）により、従前の普通旅客運賃額で利用できる範囲が変更となった場合、IC金額式定期乗車券の利用可能範囲も、発売時に指定した普通旅客運賃額で運賃変更後に利用できる範囲に変更する。

（IC運賃の減額）

第30条 SFをチャージした有効期間内のIC定期乗車券を使用し、利用可能区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。ただし、SFをチャージした有効期間内のIC金額式定期乗車券を使用し、利用可能範囲を越えて乗車する場合は、発売時で利用可能範囲として指定した普通旅客運賃と、実際に乗車する区間におけるIC運賃との差額を減額する。

2 SFをチャージした有効期間内のIC金額式定期券を使用し、従前の利用可能範囲を利用する旅客について、その範囲における運賃変更後のIC運賃額が、発売時に指定し

た普通旅客運賃額を超える場合は、その差額を減額する。

- 3 有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額する。
- 4 第5条第3項による場合は現金運賃を適用し、I Cカードで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

第31条 第25条の規定により発売したI C定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

- 2 S FをチャージしたI C定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第14条の規定を準用する。

(記名I C定期乗車券の再表示)

第32条 記名I C定期乗車券は、券面表示事項が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、速やかに当該記名I C定期乗車券をI C取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第33条 I C定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

この場合、無効となったI C定期乗車券の取扱いは、I C発行事業者規則の定めによる。

- (1) 取扱区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに降車した場合
- (2) 記名I C定期乗車券を記名人以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった記名I C定期乗車券を使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用I C定期乗車券を使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (7) その他不正乗車の手段として使用した場合

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたI C定期乗車券若しくはS Fを使用した場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失によりI C定期乗車券が障害状態となったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第34条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第35条 記名 I C 定期乗車券の記名人が当該記名 I C 定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した I C 定期乗車券の使用停止措置と再発行整理票を交付する手続きを行う。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が I C カード発行事業者のシステムに登録されていること。

2 前項により使用停止措置を行った当該 I C 定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 1 4 日以内に次の第 1 号及び第 2 号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限り、当該 I C 定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C 定期乗車券を再発行する。また、一体型 I C カードにおいては、次の各号の条件を満たした場合に限り、I C 定期乗車券の機能を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(3) 旅客が I C カード発行事業者及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(4) 旅客が I C カード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C 定期乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 5 2 0 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

4 当該 I C 定期乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した I C 定期乗車券が発見された場合に、当該 I C 定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第 1 項から第 3 項までの取扱いを行った後に、紛失した記名 I C 定期乗車券が発見された場合で、I C カード発行事業者が当該 I C 定期乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは I C 発行事業者規則の定めによる。

(障害再発行)

第36条 I C定期乗車券の破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ当該 I C定期乗車券を呈示したときは、再発行整理票を交付する手続きを行う。

2 前項により再発行整理票が発行された当該 I C定期乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号及び第2号の条件を満たした上、発行を請求した場合に限って、当該 I C定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C定期乗車券を再発行する。また、一体型 I Cカードにおいては、次の第2号を除く各号の条件を満たした場合に限って、I C定期乗車券の機能を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該 I C定期乗車券を提出すること。

(3) 旅客が I Cカード発行事業者及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(4) 旅客が障害状態となった当該一体型 I Cカードと I Cカード発行事業者からの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

3 当該 I C定期乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C定期乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、I Cカード発行事業者が当該 I C定期乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは I C発行事業者取扱規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により I C定期乗車券が障害状態となったと認められ、第33条第2項第2号により無効となった場合

(I Cカードの交換及び移替え)

第37条 当社及び I Cカード発行事業者の都合により、旅客が使用している I C定期乗車券を、当該 I C定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C定期乗車券に予告なく交換することがある。なお、一体型 I Cカードにおいては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型 I Cカードを使用する旅客が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型 I Cカードの交換をする場合、I Cカード発行事業者及び提携先から交換用の媒体の交付を受け、当社に、現在使用している一体型 I Cカードと当該交換用の媒体を持参し、かつ I Cカード発行事業者からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示し、I C定期乗車券の機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型 I Cカードを使用する旅客が、現在使用している一体型 I Cカードにおける I

C定期乗車券の機能を、当社で発売できる I Cカードに移し替える場合で、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、当社は、 I C発行事業者規則に定める一体型 I Cカードの払いもどし及び I Cカードの発売を行ったものとして、所定の機器により当該 I Cカードに移し替える。ただし、当該一体型 I Cカードに付加されていた定期乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該 I Cカードに移し替える。なお、一体型 I Cカードにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

- 4 第2項の交換又は第3項の移替えを行った後、交換又は移替え前の I C定期乗車券の機能停止の取消し又は機能の復元、移し替えた I C定期乗車券の機能を別の一体型 I Cカードへ移し替えることはできない。

(免責事項)

第38条 I Cカードの交換又は再発行により、 I C定期乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C定期乗車券を発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した I C定期乗車券の払いもどしや S Fの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型 I Cカードについて、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、 I C定期乗車券を媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第39条 旅客は、記名 I C定期乗車券に付加された定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該記名 I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、運送約款に定める払いもどしを行い、記名 I C定期乗車券から定期乗車券のみを消去して返却する。

- 2 旅客が、第2条第1項第1号で定める I Cカードの記名 I C定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該記名 I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、運送約款に定める定期乗車券の払いもどし及び I C発行事業者規則の定めによる記名 I Cカードの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と S F残額の合算額とする。
- 3 前各項の払いもどしを行う場合の手数料は、 I C定期乗車券1枚につき、運送約款に

定める定期乗車券の払いもどし手数料額（以下「定期乗車券払いもどし手数料」という。）とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が、定期乗車券払いもどし手数料未満のときは、そのすべてを手数料とする。

附則

- 1 この規則は、2008年 2月 3日より制定実施する。
- 2 この規則は、2008年 3月15日から改定実施する。
- 3 この規則は、2009年 3月14日から改定実施する。
- 4 この規則は、2010年 3月13日から改定実施する。
- 5 この規則は、2013年 3月23日から改定実施する。
- 6 この規則は、2013年 3月31日から改定実施する。
- 7 この規則は、2014年 4月 1日から改定実施する。
- 8 この規則は、2014年 12月 1日から改定実施する。
- 9 この規則は、2015年 2月10日から改定実施する。
- 10 この規則は、2016年 3月16日から改定実施する。
- 11 この規則は、2016年 3月19日から改定実施する。
- 12 この規則は、2016年 12月 5日から改定実施する。
- 13 この規則は、2017年 1月 1日から改定実施する。
- 14 この規則は、2018年 3月16日から改定実施する。
- 15 この規則は、2018年 3月18日から改定実施する。
- 16 この規則は、2018年 4月 1日から改定実施する。
- 17 この規則は、2019年 3月18日から改定実施する。
- 18 この規則は、2020年 3月18日から改定実施する。
- 19 この規則は、2020年 4月 1日から改定実施する。
- 20 この規則は、2020年 8月28日から改定実施する。

相鉄バス株式会社 I Cカードによる「バス利用特典サービス」に関する特約

制 定 2010. 4. 1

最終改定 2021. 4. 1

第1編 総則

(目的)

第1条 この特約は、相鉄バス株式会社 I Cカード取扱規則（以下「当社 I Cカード規則」という。）及び相鉄バス株式会社外国人向け I Cカード取扱規則（以下「当社外国人向け I Cカード規則」という。）に対する特約であり、相鉄バス株式会社（以下「当社」という。）が、 I Cカードによるバス利用者に対して提供するバス利用サービス（以下「バス利用特典サービス」という。）に関する各種条件を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 バス利用特典サービスは、当社 I Cカード規則第2条第1項第1号及び第2号ならびに当社外国人向け I Cカード規則第2条第1項に定める I Cカードで、当社の指定するバス（以下「適用バス」という。）を利用した場合に適用される。

2 I Cカードにかかわる取扱いのうち、バス利用特典サービスに関する取扱いは、この特約の定めるところによる。この特約に定めのない I Cカードの取扱いについては、当社 I Cカード規則及び当社外国人向け I Cカード規則（以下「 I Cカード規則等」という。）に定めるところによる。

3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

4 この特約が改定された場合、以後のバス利用特典サービスにかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 本編における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「バスポイント」とは、 I Cカードの S F 支払による適用バスの利用に対して、当社があらかじめ定める S F 支払額に対する付与額で付与されるポイントである。なお、当社におけるポイント付与は 2021年3月31日をもって終了とする。
- (2) 「特典バスチケット」とは、一定数量のバスポイントと交換で与えられる、適用バスの運賃の支払いに充当することができるバス利用に対する特典である。
- (3) 「利用月」とは、 I Cカードの S F で適用バスに乗車し、バスポイントが付与された日の属する月の初日から末日（ S F 支払時点での日付を基準）までの1箇月間をいう。
- (4) 「 S F 支払」とは、当社 I Cカード規則の定めにより、 I C 運賃機でバス運賃を I

CカードのS Fで支払うことをいう。

(5)「累積バスポイント」とは、利用月においてI Cカードに記録されているバスポイントをいう。

(6)「特典未交換バスポイント」とは、特典バスチケットに交換されていないバスポイントをいう。

2 前各号に定めのない用語については、当社I Cカード規則等の定めるところによる。

第2編 バス利用特典サービス

（バス利用特典サービス）

第4条 「バス利用特典サービス」とは、特典バスチケットを適用バスの運賃の支払いに充当できるサービスである。

（バスポイントの合算）

第5条 バスポイントを、異なるI Cカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。

（特典未交換バスポイントの繰越し）

第6条 特典未交換バスポイントの利用月の翌月への繰越しは行わない。

（特典バスチケットの利用）

第7条 特典バスチケットは、特典バスチケットの付与後、最初に適用バスを同一のI CカードでS F支払で利用する場合に、I C運賃額を上限として自動的にS F支払に優先して使用される。

2 特典バスチケット使用単位は10円単位とする。

3 1回の使用で特典バスチケットを使い切らなかった場合は、次回以降、適用バスを同一のI CカードでS F支払で利用する場合に、使い切るまで自動的にS F支払に優先して使用される。

4 特典バスチケットが記録されているI Cカードに、当社の有効な乗車券が発行されている場合は、特典バスチケットは使用されない。

（特典バスチケットの有効期限）

第8条 特典バスチケットは、交換（付与）された日から10年間有効である。

2 前項にかかわらず、当該I Cカードの失効とともに特典バスチケットは失効する。

（特典バスチケットの合算）

第9条 特典バスチケットを、異なるI Cカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。

（無効となる場合）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社I Cカード規則第17条及び第32

条ならびに当社外国人向け I Cカード規則第 1 6 条及び第 2 6 条の規定を準用する。

- (1) 偽造又は不正に作成された、バスポイント及び特典バスチケットが記録されている場合。
- (2) 不正に作成 (記録) された特典バスチケットを使用した場合。
- (3) 旅客の故意又は重大な過失により I Cカードが障害状態になり、バス利用特典サービスが利用できない場合。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第 11 条 前条の規定に該当した場合、運送約款の定めにより普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(再発行)

第 12 条 当社 I Cカード規則第 1 9 条、第 2 0 条、第 3 5 条ならびに第 3 6 条の定めにより、I Cカードの再発行を行なう場合、I Cカードの再発行と同時に、バスポイント及び特典バスチケットの再発行を行う。

(払いもどし)

第 13 条 旅客が、I Cカードが不要となり、当社 I Cカード規則第 2 3 条及び第 3 9 条の定めにより I Cカードの払いもどしを行なう場合、バスポイント及び特典バスチケットは払いもどしの対象外とし無効とする。

(バスポイント・特典バスチケットの確認)

第 14 条 I Cカードに記録されたバスポイント及び特典バスチケットは、適用バスの I C運賃機及び営業所等で確認することができる。

(制限事項)

第 15 条 I Cカードの破損、障害、バス R/W の故障又はバス R/W による I Cカードの内容読み取りが不能となった場合には、バス利用特典サービスを利用することはできない。

- 2 前項により、バス利用特典サービスを利用できない場合、別の方法によるバス運賃の支払いに対しては、バス利用特典サービスの対象外である。
- 3 バスポイントおよび特典バスチケットに金銭的価値はなく、バス利用特典サービス以外での使用または金品への交換はできない。

(免責事項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合に、旅客に生じた不利益及び損害について、当社は一切その責めを負わない。

- (1) 紛失した I Cカードが使用された場合。
- (2) 第 1 7 条第 1 項及び第 2 項により、バス利用特典サービスが利用できない場合。
- (3) I Cカードの払いもどし等により、バス利用特典サービスが無効となった場合。

付 則

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2013年3月23日から改定施行する。
- 3 この規則は、2014年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、2019年3月18日から改定施行する。
- 5 この規則は、2019年9月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、2020年3月18日から改定施行する。
- 7 この規則は、2020年8月28日から改定施行する。
- 8 この規則は、2021年4月1日から改定施行する。

相鉄バス株式会社 I Cカード取扱規則に関する特約

制 定 2019. 3. 20

最終改定 2021. 4. 1

第1編 総則

(目的)

第1条 この特約は、相鉄バス株式会社（以下「当社」という。）が、「相鉄バス株式会社 I Cカード取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイル P A S M O を使用した乗車券等（以下、「モバイル I C 端末」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条** P A S M O のうちモバイル I C 端末における P A S M O のサービスは、相鉄バス株式会社 I Cカード取扱規則（以下、「I C 規則」という。）に対する特約とし、I C 規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。
- 2 モバイル I C 端末の利用について、この特約に定めのない事項については、I C 規則、株式会社パスモの定める P A S M O 取扱規則、同 P A S M O 取扱規則に関する特約、同モバイル P A S M O 及び Apple Pay の P A S M O 会員規約（以下、「会員規約」という。）、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイル I C 端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。
- 3 旅客がモバイル I C 端末を当社で使用する場合は、I C 規則に定める I C カードとして取扱う。ただし、小児用 P A S M O としての取扱いは行わない。
- 4 モバイル I C 端末については、I C 規則第4条から第6条、第9条、第10条、第13条から第15条、第16条第2項、第17条から第26条、第30条から第39条の規定は適用しない。

(特約の変更)

- 第3条** 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。
- 2 この特約が改定された場合、以後のモバイル P A S M O にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

(用語の定義)

第4条 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「携帯情報端末」とは、モバイルP A S M Oが発行された携帯情報端末をいう。
 - (2) 「記名モバイルI C端末」とは、会員登録されたモバイルI C端末をいう。
 - (3) 「無記名モバイルI C端末」とは、会員登録を行っていないモバイルI C端末をいう。
 - (4) 「モバイルI C S F」とは、S Fにより旅客の運送等に供するモバイルI C端末をいう。
 - (5) 「モバイルI C定期乗車券」とは、別に定めるI Cバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイルI C端末をいう。
- 2 この特約に定めのない用語の定義については、I C規則、その他の関連する規則、会員規約等の定めによるものとする。

(契約の成立)

第5条 モバイルI C端末による旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 モバイルP A S M Oの会員である旅客がモバイルI C端末にモバイルI C定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイルI C端末に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。
- 3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたP A S M Oカード内の情報を、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルP A S M Oへ発行替えを行ったときをもって、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。
- 4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 モバイルI C端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルI C端末によりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、複数の媒体を同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、S F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。

- 4 モバイル I C 端末の S F を使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10 円未満の S F は、 I C 運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 モバイル I C 端末の破損、バス R / W の故障又はバス R / W によるモバイル I C 端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイル I C 端末はバス R / W で使用できないことがある。
- 7 記名モバイル I C 端末は、当該記名モバイル I C 端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイル I C 端末を使用することはできない。
- 9 携帯情報端末の故障、および電池切れ等により、モバイル I C 端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

(個人情報取扱い)

第7条 モバイル I C 端末にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイル I C 定期乗車券等の定期乗車券等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイル I C 定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
 - (2) モバイル I C 定期乗車券等の使用等にかかわる連絡
 - (3) 定期乗車券等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイル I C 端末に関わるサービスの実施、改善および利用状況の分析
- 2 旅客がモバイル I C 端末を当社以外の I C 取扱事業者で利用する場合、当該事業者からの照会に応じ、前項各号の範囲内で知らせることがある。

(制限または停止等)

第8条 I C 規則第9条第1項に定めるほか、 P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めたときは、モバイル I C 端末の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

- 2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害について、当社はその責めを負わない。

第2編 モバイル I C S F

第1章 発売

（モバイルI C S Fの発行）

第9条 モバイルI C S FはP A S M O取扱規則に関する特約等の定めるところにより発行する。

（発行替え）

第10条 P A S M Oカードから携帯情報端末への発行替えは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のP A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取扱うことができない。
 - （1）無記名P A S M O
 - （2）定期乗車券の機能を、別に定めるI C事業者以外で付加したI C定期乗車券
 - （3）旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とするI C定期乗車券または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満のI C通学定期乗車券
 - （4）小児用P A S M O、および一体型P A S M O
 - （5）企画乗車券およびモバイルI C端末で発売できない乗車券が付加されているP A S M Oカード
 - （6）出場処理が完了していないP A S M Oカード
- 3 第1項による発行替えを行った場合、有効なバスI C一日乗車券等は失効する。
- 4 モバイルI C S FからP A S M Oカードへの発行替えはできない。

（チャージ）

第11条 モバイルI C S Fは、I C規則の定めによるチャージのほか、P A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

（S F残額等の確認）

第12条 モバイルI C S FのS F残額およびS F残額履歴は、P A S M O取扱規則またはP A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルI C端末を処理する機器、またはモバイルP A S M Oアプリ等の機能により確認することができる。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。
 - （1）出場処理がされていないS F残額履歴
 - （2）所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
 - （3）第17条の規定によりモバイルI C S Fを再発行等したときの再発行等以前のS F残額履歴

第2章 運賃

(I C運賃の減額)

- 第13条** 旅客がモバイル I C S Fを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。
- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
 - 3 無記名モバイル I C 端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。
 - 4 第6条第3項による場合は現金運賃を適用し、モバイル I C S Fで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

- 第14条** モバイル I C S Fにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
 - (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

- 第15条** モバイル I C S Fは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイル I C S Fの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。
- (1) 乗車処理後のモバイル I C S Fを他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 記名人の情報が登録されたモバイル I C S Fを当該記名人以外の者が使用した場合
 - (3) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイル I C S F若しくは S Fを使用した場合
 - (2) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイル I C S Fが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第16条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第17条 モバイルI C S Fを紛失又は故障した場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルI C S Fの再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 モバイルP A S M Oを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルI C S Fのサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- 4 携帯情報端末の紛失または故障のためモバイルI C S Fの再発行の取扱いを行ったことに伴い、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 5 モバイルP A S M Oを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 6 発行替えにより、バスI C一日乗車券等が失効したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第19条 モバイルI C S Fが不要となった場合は、P A S M O取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。

第3編 モバイル I C定期乗車券

第1章 発売

(定期乗車券等の発売)

第20条 旅客がモバイル I C端末に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客自らがを行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち、運送約款に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

- 2 モバイル I C端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、所定の期日までに、P A S M Oサイトを利用して所定の購入申込書等に、必要な事項等を記入のうち、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書等の写しをサポートセンターへ送付することにより購入に必要な申し込みを行うものとする。
 - (1) 新規購入の場合
 - (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
 - (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
 - (4) 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合
- 3 前各項により購入した定期乗車券の有効期間、有効区間ならびに発売額等、I C定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M Oの画面および会員メニューで確認することができる。
- 4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。
- 5 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。
- 6 モバイル I C定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前、または有効期間中に当該モバイル I C定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を継続購入する場合を除く。

(発行替え)

第21条 P A S M Oカードから携帯情報端末への発行替えは、株式会社パスモが定める P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後の P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する P A S M Oカードの場合は取

扱うことができない。

- (1) 無記名P A S M O
 - (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C事業者以外で付加したI C定期乗車券
 - (3) 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とするI C定期乗車券
または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満のI C通学定期乗車券
 - (4) 小児用P A S M O、および一体型P A S M O
 - (5) 企画乗車券およびモバイルI C端末で発売できない乗車券が付加されているP A S M Oカード
 - (6) 出場処理が完了していないP A S M Oカード
- 3 第1項による発行替えを行った場合、有効なバスI C一日乗車券等は失効する。
- 4 モバイルI C定期乗車券からP A S M Oカードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第22条 モバイルI C定期乗車券は、I C規則の定めによるチャージのほか、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、チャージすることができる。

(S F残額等の確認)

第23条 モバイルI C定期乗車券のS F残額およびS F残額履歴は、P A S M O取扱規則またはP A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルI C端末を処理する機器、またはモバイルP A S M Oの画面の機能により確認することができる。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。
- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
 - (3) 第27条の規定によりモバイルI C定期乗車券を再発行等したときの再発行等以前のS F残額履歴

第2章 効力

(効力)

第24条 第20条の規定により発売したモバイルI C定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

- 2 S FをチャージしたモバイルI C定期乗車券を、定期乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第13条の規定を準用する。

(無効となる場合)

第25条 モバイルI C定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

この場合、無効となったモバイルI C定期乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則等の定めによる。

- (1) 乗車処理後のモバイルI C定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名人の情報が登録されたモバイルI C定期乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルI C定期乗車券若しくはS Fを使用した場合
- (2) バスR/WでモバイルI C定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当社が認めた方法により有効なモバイルI C定期乗車券が確認できた場合を除く。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

第26条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

第3章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第27条 モバイルI C定期乗車券を紛失又は故障した場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルI C定期乗車券の再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

第28条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 モバイルP A S M Oを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルI C定期乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- 4 携帯情報端末の紛失または故障のためモバイルI C定期乗車券の再発行の取扱いを行

- ったことに伴い、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 5 モバイルP A S M Oを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 6 障害等によりモバイルI C定期乗車券が復元できない場合は、P A S M OカードでI C定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 7 発行替えにより、バスI C一日乗車券等が移行されなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第4章 払いもどし

(払いもどし)

- 第29条** モバイルI C定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、P A S M O取扱規則に関する特約に定めるモバイルP A S M Oアプリ、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、運送約款の定めるところによる。
- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
 - 3 第19条による払いもどしを行う場合で、第20条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
 - 4 前各項によりモバイルP A S M Oアプリまたは会員メニューから、会員自らがモバイルI C定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。
 - 5 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあつては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

- 6 モバイル I C 定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

付 則

- 1 この規則は、2020年3月18日から施行する。
- 2 この規則は、2020年8月28日から施行する。
- 3 この規則は、2020年10月6日から施行する。
- 4 この規則は、2021年4月1日から施行する。

相鉄バス株式会社 特定の携帯情報端末におけるI Cカード取扱規則に関する特約

制 定 2020. 10. 6

最終改定 2021. 4. 1

第1編 総則

(目的)

第1条 この特約は、相鉄バス株式会社（以下「当社」という。）が、「相鉄バス株式会社I Cカード取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、特定携帯情報端末を利用し株式会社パスモが提供するApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルI C特定端末」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条** PASMOのうちモバイルI C特定端末におけるPASMOのサービスは、相鉄バス株式会社I Cカード取扱規則（以下、「I C規則」という。）に対する特約とし、I C規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。
- 2 モバイルI C特定端末の使用について、この特約に定めのない事項については、I C規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルI C特定端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。
- 3 旅客がモバイルI C特定端末を当社で使用する場合は、I C規則に定めるI Cカードとして取扱う。
- 4 モバイルI C特定端末については、I C規則第4条から第6条、第9条、第10条、第13条から第15条、第16条第2項、第17条から第26条、第30条から第39条の規定は適用しない。

(特約の変更)

第3条 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期および変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

- 2 この特約が改定された場合、以後のモバイル I C 特定端末にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

(用語の定義)

第4条 この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「記名モバイル I C 特定端末」とは、会員登録されたモバイル I C 特定端末をいう。
 - (2) 「無記名モバイル I C 特定端末」とは、会員登録を行っていないモバイル I C 特定端末をいう。
 - (3) 「特定モバイル I C S F」とは、S F により旅客の運送等に供するモバイル I C 特定端末をいう。
 - (4) 「特定モバイル I C 定期乗車券」とは、別に定める I C バス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイル I C 特定端末をいう。
- 2 この特約に定めのない用語の定義については、I C 規則、その他の関連する規則、会員規約等の定めによるものとする。

(契約の成立)

第5条 モバイル I C 特定端末による旅客運送の契約は、バス R / W で乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 Apple Pay の P A S M O の会員である旅客が特定モバイル I C 定期乗車券を購入する場合、当該購入操作を行い、モバイル I C 特定端末に購入処理が完了したときに、旅客と当社の間において旅客運送契約が成立する。
- 3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加された P A S M O カード内の情報を、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、Apple Pay の P A S M O へ発行替えを行ったときをもって、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。
- 4 前各項の規定により契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めのない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第6条 モバイル I C 特定端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバス R / W で乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバス R / W で降車処理を行い、また、乗車処理および降車処理が必要な場合は乗車時にバス R / W で乗車処理を行い、降車時に同一のモバイル I C 特定端末によりバス R / W で降車処理を行わなければならない。

- 2 1 回の乗車につき、複数の媒体を同時に使用することはできない。

- 3 運賃支払い時に、S F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金または当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 4 モバイルI C特定端末のS Fを使用して回数乗車券、定期乗車券および当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のS Fは、I C運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 モバイルI C特定端末の破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるモバイルI C特定端末の内容の読取りが不能となったとき、モバイルI C特定端末はバスR/Wで使用できないことがある。
- 7 記名モバイルI C特定端末は、当該記名モバイルI C特定端末に記録された記名人以外が使用することはできない。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたモバイルI C特定端末を使用することはできない。
- 9 Apple PayのPASMOをモバイルI C特定端末として使用する場合は、使用の都度において旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。
- 10 特定携帯情報端末の故障、および電池切れ等により、モバイルI C特定端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。

（個人情報の取扱い）

第7条 モバイルI C特定端末にかかわる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、特定モバイルI C定期乗車券等の定期乗車券等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- （1）特定モバイルI C定期乗車券等にかかわる申込内容の確認
- （2）特定モバイルI C定期乗車券等の使用等にかかわる連絡
- （3）定期乗車券等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルI C特定端末に関わるサービスの実施、改善および利用状況の分析

（制限または停止等）

第8条 I C規則第9条第1項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めたときは、モバイルI C特定端末の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

- 2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害等について、当社はその責めを負わない。

第2編 特定モバイル I C S F

第1章 発売

(特定モバイル I C S Fの発行)

第9条 特定モバイル I C S Fは P A S M O取扱規則に関する特約等の定めるところにより発行する。

(発行替え)

第10条 P A S M Oカードから特定携帯情報端末への発行替えは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後の P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する P A S M Oカードの場合は取扱うことができない。

- (1) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
- (2) 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする I C通学定期乗車券
または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の I C通学定期乗車券
- (3) 小児用 P A S M Oおよび一体型 P A S M O
- (4) 企画乗車券およびモバイル I C特定端末で発売できない乗車券が付加されている P A S M O
- (5) 有効なバス I C一日乗車券の機能が付加された P A S M O
- (6) 出場処理が完了していない P A S M O

3 特定モバイル I C S Fから P A S M Oカードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第11条 特定モバイル I C S Fは、I C規則の定めによるチャージのほか、P A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(S F残額等の確認)

第12条 特定モバイル I C S Fの S F残額および S F残額履歴は、P A S M O取扱規則または P A S M O取扱規則に関する特約の定めにより、モバイル I C特定端末を処理する機器、または P A S M Oアプリケーションの機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F残額履歴

- (3) 第17条の規定により特定モバイルI C S Fを再発行等したときの再発行等以前のS F残額履歴

第2章 運賃

(I C運賃の減額)

- 第13条** 旅客が特定モバイルI C S Fを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。
- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
 - 3 無記名モバイルI C特定端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。
 - 4 第6条第3項による場合は現金運賃を適用し、特定モバイルI C S Fで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

第3章 効力

(効力)

- 第14条** 特定モバイルI C S Fにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
 - (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

- 第15条** 特定モバイルI C S Fは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。
- この場合、無効となった特定モバイルI C S Fの取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。
- (1) 乗車処理後の特定モバイルI C S Fを他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 記名人の情報が登録された特定モバイルI C S Fを当該記名人以外の者が使用した場合
 - (3) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- (1) 偽造、変造または不正に作成された特定モバイルI C S FもしくはS Fを使用した場合

- (2) 旅客の故意または重大な過失により特定モバイル I C S F が障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第16条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第4章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

第17条 特定モバイル I C S F を紛失または故障した場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、特定モバイル I C S F の再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

- 第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 特定携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 3 Apple Pay の P A S M O を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、特定モバイル I C S F のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 4 特定携帯情報端末の紛失または故障のため特定モバイル I C S F の再発行の取扱いを行ったことに伴い、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 5 Apple Pay の P A S M O を使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスマが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 払いもどし

(払いもどし)

第19条 特定モバイル I C S F が不要となった場合は、P A S M O 取扱規則に関する特約等の定めにより払いもどしを行う。

第3編 特定モバイルI C定期乗車券

第1章 発売

(定期乗車券の発売)

第20条 旅客がモバイルI C特定端末に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客自らがを行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力のうち運送約款に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

2 モバイルI C特定端末に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、所定の期日までに、PASMOサイトを利用して所定の購入申込書等に、必要な事項等を記入のうち、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書等の写しをサポートセンターへ送付することにより購入に必要な申し込みを行うものとする。

(1) 新規購入の場合

(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合

(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合

(4) 通学定期乗車券の有効区間等が変更となる場合

3 前各項により購入した定期乗車券の有効期間、有効区間ならびに発売額等、I C定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、PASMOアプリケーションおよび会員メニューで確認することができる。

4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。

5 旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券の発売はしない。

6 特定モバイルI C定期乗車券の定期券情報の有効期間開始前、または有効期間中に当該特定モバイルI C定期乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を継続購入する場合を除く。

(発行替え)

第21条 PASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する P A S M O カードの場合は取扱うことができない。

- (1) 定期乗車券の機能を、別に定める I C 事業者以外で付加した I C 定期乗車券
- (2) 旅客が 1 8 才となる年度の 3 月 3 1 日以前を使用開始日とする I C 通学定期乗車券
または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の I C 通学定期乗車券
- (3) 小児用 P A S M O および一体型 P A S M O
- (4) 企画乗車券およびモバイル I C 特定端末で発売できない乗車券が付加されている P A S M O
- (5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加された P A S M O
- (6) 出場処理が完了していない P A S M O

3 特定モバイル I C 定期乗車券から P A S M O カードへの発行替えはできない。

(チャージ)

第 2 2 条 特定モバイル I C 定期乗車券は、I C 規則の定めによるチャージのほか、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより、チャージすることができる。

(S F 残額等の確認)

第 2 3 条 特定モバイル I C 定期乗車券の S F 残額および S F 残額履歴は、P A S M O 取扱規則または P A S M O 取扱規則に関する特約の定めにより、モバイル I C 特定端末を処理する機器、または P A S M O アプリケーションの機能により確認することができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴
- (3) 第 2 7 条の規定により特定モバイル I C 定期乗車券を再発行等したときの再発行等以前の S F 残額履歴

第 2 章 効力

(効力)

第 2 4 条 第 2 0 条の規定により発売した特定モバイル I C 定期乗車券は運送約款の定めにより取り扱う。

2 S F をチャージした特定モバイル I C 定期乗車券を、定期乗車券の区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第 1 3 条の規定を準用する。

（無効となる場合）

第25条 特定モバイルI C定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった特定モバイルI C定期乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則等の定めによる。

- （1）乗車処理後の特定モバイルI C定期乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- （2）記名人の情報が登録された特定モバイルI C定期乗車券を当該記名人以外の者が使用した場合
- （3）その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- （1）偽造、変造または不正に作成された特定モバイルI C定期乗車券もしくはS Fを使用した場合
- （2）バスR/Wで特定モバイルI C定期乗車券が読取り不能となった場合。ただし、当社が認めた方法により有効な特定モバイルI C定期乗車券が確認できた場合を除く。

（不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受）

第26条 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

第3章 再発行

（紛失、故障等に伴う再発行）

第27条 特定モバイルI C定期乗車券を紛失または故障した場合は、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、特定モバイルI C定期乗車券の再発行の取扱いを行う。

（免責事項）

第28条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

2 特定携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害等については、当社はその責めを負わない。

3 Apple Pay のPASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、特定モバイルI C定期乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害等は、当社はその責めを負わない。

- 4 特定携帯情報端末の紛失または故障のためモバイル I C 定期乗車券の再発行の取扱いを行ったことに伴い、 P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 5 Apple Pay の P A S M O を使用する特定携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 6 障害等により特定モバイル I C 定期乗車券が復元できない場合は、 P A S M O カードで I C 定期乗車券を再交付する場合がある。このことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

第4章 払いもどし

(払いもどし)

- 第29条** 特定モバイル I C 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、 P A S M O 取扱規則に関する特約に定める P A S M O アプリケーション、会員メニューの操作、またはサポートセンターのいずれかによる所定の手続きにより払いもどしを行う。このときの払いもどし額は、運送約款の定めるところによる。
- 2 前項による払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの銀行口座等に送金することにより返金するものとする。この場合、送金期日については、クレジットカード発行会社が指定した日とする。なお、クレジットカードを通じた送金により返金することができない場合は、旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行うことがある。
 - 3 第19条による払いもどしを行う場合で、第20条により発売された有効な定期乗車券が付加されているときは、第1項に定める定期乗車券の払いもどしと同時に行うものとする。
 - 4 第21条第1項による方法で発行替えを行った Apple Pay の P A S M O の払いもどしを行う場合は、会員規約等の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。
 - 5 前各項により P A S M O アプリケーションまたは会員メニューから、旅客自らが特定モバイル I C 定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

- 6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報（旅客が指定した旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報）が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。
- 7 特定モバイルI C定期乗車券により乗車を開始した場合、その乗車が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

付 則

- 1 この規則は、2020年10月6日から施行する。
- 2 この規則は、2021年4月1日から施行する。